

任意後見制度

自分の
「これから」に備える

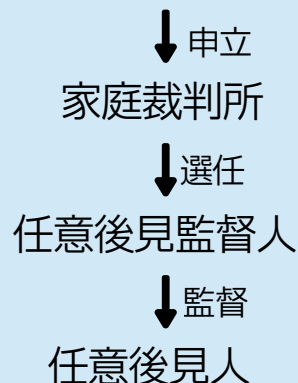
自分の判断能力があるうちに、
認知症になったときのために備えます。

あらかじめ自ら選んだ人（任意後見人）
に、自分に代わってしてもらいたいことを
「任意後見契約」で決めておきます。

任意後見制度の流れ

公証役場で公正証書を作成

もし認知症などにより判断能力
が低下したら



任意後見契約内容に基づいた支援を行う

ご相談お問い合わせは
お気軽に

阿見町成年後見 サポートセンターは

- 成年後見制度について
(阿見町より受託)
 - ・問い合わせや相談
 - ・制度の手続きに関するお手伝い
(代理・代筆はできません)
 - ・制度の普及啓発

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会

阿見町成年後見 サポートセンター

〒300-0331

茨城県稲敷郡阿見町阿見4671-1

さわやかセンター内

電話 029-887-0196

ホームページ <https://www.amishakyo.or.jp/>

メールアドレス support@amishakyo.or.jp

安心して暮らすお手伝い

成年後見制度

せいねんこうけんせいど

成年後見制度とは、

自分らしく安心して地域で暮ら
せるように、後見人等が認知症や
知的障害、精神障害の方々の財産
を守り、契約を代わりに行う等の
法的な支援を行います。

社会福祉法人 阿見町社会福祉協議会

「阿見町成年後見 サポートセンター」

がご案内、お手伝いします

❀ 成年後見制度とは ❀

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方へ、ご本人にあった援助者（後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、支援をする制度です。

制度には

2つの種類があります

法定後見制度

既に判断能力が十分でない場合に利用します。ご本人の判断能力の程度に応じて、3種類の援助者（後見・保佐・補助）が選ばれ、支援します。

任意後見制度

判断能力があるうちに、将来判断能力が低下したときのために備えます。

自分が選んだ「任意後見人」に自分の代わりにしてもらいたいことを「任意後見契約」として結ぶことで、これからに備えます。

契約や手続き等、一人で行うのが難しくなった



障害のある子どものこれからが心配

お金の管理が自分ひとりでできなくなった



こんな困りごとがあったら、
成年後見サポートセンターへご相談ください

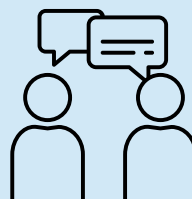
制度を利用すると、後見人がこのようなサポートをしてくれます

契約や手続きを代わりに行います



お金の払い戻しや支払いを代わりに行います

定期的に訪問したり、困りごとの相談を伺います



成年後見制度の流れ

申立の準備



家庭裁判所へ申立



後見人等が選任され、支援開始



ご本人が亡くなる等で支援終了

❀ 後見人等には
どんな人が選ばれるの？

- 親族等ご本人の身近な人
- 専門職
（弁護士、司法書士、社会福祉士等）
- 社会福祉法人等の法人 等

家庭裁判所がご本人の状況等に合った支援をする人を選びます。

❀ 制度はいつまで続くの？

申立てをしてから、原則ご本人が亡くなるまで続きます。

❀ 費用はかかるの？

申立費用で申立手数料や郵送費用、登記費用などで1万円程度かかります。

制度が始まったら、後見人等への報酬が発生します（月額2万円～）。

所得の少ない方は、公的助成制度があります。